

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 104-8508
(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくはっちょうぼり
住 所 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号
(ふりがな) にっぽん かぶしきがいしゃ
氏 名 日本テレコム株式会社
だいひょうしつこうやくしゃちょう くらしげ ひでき
代表執行役社長 倉重 英樹
電話番号 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

意見書（要旨）

- ・ 経済的価値を反映した電波利用料制度に賛同します。
- ・ しかしながら、以下の点を再検討すべきと考えます。
 - ①電波利用料の用途拡大を前提とした見直しを行うべきでない
 - ・ 電波利用料は、現行の電波利用共益費用としての性格を維持すべき。
 - ・ 効率化努力については具体的方策をさらに検討すべき。
 - ②経済的価値を反映した電波利用料制度への移行
 - ・ 現行の電波利用共益費用についても、経済的価値を反映した電波利用料制度へ移行すべき。
 - ③免許不要局の取扱い
 - ・ 免許不要局は従来どおり非徴収にすべき。

意見書

電波利用料の在り方は、希少資源である電波の有効利用・電波を利用したサービスの発展を大きく左右する重要な事項であり、今回このような形で意見提出の機会を設けていただき、厚くお礼申し上げます。

最終報告書（案）（以下、報告書案と記載します。）においては、経済的価値を反映した電波利用料制度の提言がなされております。この見直しにより、電波の有効利用促進が図られるものと評価します。しかしながら、電波の有効利用や競争促進等にとって不十分な点があると考えております。以下に、弊社の意見を述べさせていただきますので、ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

1. 電波利用料の用途拡大を前提にした見直し

報告書案では、電波利用料の用途を、従来の電波利用共益費用を超え、技術開発費用やデジタルディバイド解消費用に拡大することを前提にした見直しが行われております。しかしながら、将来の電波利用に向けた研究開発は広く国民全体の利益に資するものであり、現在の無線免許人の利益と直接関係しないため、電波利用料をこの費用に当てることは不適切であると考えます。また、デジタルディバイド解消のための補助については、その補助を受ける事業者が限定される可能性があり、他の事業者からの電波利用料を用いることは不相当と考えます。

したがって、電波利用料制度は現行の電波利用共益費用としての性格を維持すべきと考えます。

また、電波利用料の用途については詳細に論じられているものの、現行の共益費用が効率的に用いられているかどうかの検証や今後の効率化努力については簡単な指摘に留まっております。拡大を検討する前提として、具体策を持った効率化施策について更に検討を行うべきと考えます。

2. 経済的価値を反映した電波利用料制度への移行

利用電波の量的要素や需要の程度を勘案した電波利用料制度は適切なものであると考えます。しかしながら、報告書案で指摘された、電波有効利用のインセンティブが働かない等の問題点は、研究開発等の費用だけではなく、現行の電波利用料においても発生しております。したがって、電波利用共益費用部分についても、経済的価値を反映した電波利用料制度へ移行すべきと考えます。

3. 免許不要局の取扱い

免許不要局については、電波監視の利益が反射的であることや、電波利用料を徴収することが今後の発展・普及に阻害要因となる可能性があることから、従来どおり非徴収にすべきと考えます。

以上